

「今治市省エネ照明器具等購入促進事業補助金」に係る申請要領

概要

1. 趣旨

ゼロエミッション社会への移行をめざす導入策として、既存の照明器具を省エネ基準100%以上達成したLED照明器具へ取換えすることにより、CO₂排出量が削減され、家庭での脱炭素化が促進されます。また、電力使用料金が1/2程度となり、高騰する電気料金による市民生活への負担軽減にもつながります。

温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減と家計への負担軽減につながる対象製品への取換えをする今治市民を支援するため、「補助金」を交付します。

2. 交付額

購入額(税抜)に応じて補助金を交付します。

購入額(税抜)の総額4千円以上から1/2を補助(上限1万5千円)

※千円未満は切り捨て

交付対象者及び交付対象物品

1. 交付対象者

令和5年3月10日から令和6年1月31日までに、家庭用の新品(未使用品)で総額4千円以上(税抜)のLED照明器具・LED電球を、今治市内に所在する店舗・事業所から購入し、既存の照明器具(既存がLEDの場合は対象外)からの取換えが終了した方

- ・申請者は購入者とし、世帯主に限定しませんが、同一世帯で1回限り
- ・1度に複数の製品を申請することは可能
- ・補助対象省エネ照明器具等の購入日から補助金の申請日までの間において、引き続き今治市に住民登録のある者
- ・市税の滞納のない世帯

2. 交付対象製品

省エネ基準達成率100%以上(省エネ性マークがグリーン)の



家庭用のLED照明器具とLED電球

- ・懐中電灯や電気スタンド等の移動可能なLED照明器具は対象外
- ・省エネ基準達成率は、購入店舗や[省エネ型製品情報サイト](#)等でご確認ください。
- ・対象製品の購入と、その製品の取り付けに必要となる工事費は対象とします。
- ・取り付け工事などにおいて、取換え前後の写真を業者が撮影した際に発生した料金については、取り付けに必要となる工事費に含めて申請していただくことが可能です。
- ・取換え前製品の処分費、撤去費、調査費、払込手数料、廃材処分費、その他の経費は対象外です。

※家庭で利用する製品(業務用は除く)とし、店舗や事業所で使用するものは除きます。
店舗兼住所の場合は、住居部分で使用するものであれば申請可能です。

3. その他

- (1) **受付期間内でも申込が予算枠に達した時点で受付を終了**します。
- (2) 対象要件を満たしていないにも関わらず、偽って補助金の交付を受けようとする行為は犯罪です。不正や悪質な行為等が判明した場合は補助金を返還いただきます。

申請の流れ

1. 申請書類

補助金の交付を受けようとする方は、次に掲げる書類を令和6年1月31日(水)までに今治市省エネ照明器具等購入促進事業補助金受付窓口に郵送にて提出してください。

なお、今治市は必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。申請書の控えは、お手元に保管していただくようお願いいたします。

【必要な書類】

1. 補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)

※誓約書の氏名の欄は、**必ず自署**でお願いします。

2. 取換え前・後の写真を貼り付けた台紙(様式第2号)

取換え前後の製品が天井や壁等に取り付けられている状態の写真を撮影すること
製品の形状がはっきりと分かるように、シーリングライトなどカバー等がついている製品については、取り外し可能な場合はカバー等を外して撮影すること
枠内に収まるように貼り付けること(左詰め)

3. 補助金の振込先口座の通帳の写し

通帳のおモテ面、通帳を開いた1, 2ページ目の両方(金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人の情報が確認できるページ)の写し
申請者と口座名義人は同一。口座名義は、事業所名入りの個人口座は不可

【インターネットバンキングの場合】

金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報を確認できるホームページ画面の写し

4. 領収書の写し

申請者(購入者)が今治市内の店舗・事業所で対象製品を購入したことが証明出来るもので、製品名や支払い金額の内訳が記載され、購入日、支払いが確認できるもの

5. 製品カタログの写し

対象製品の省エネ基準達成率、省エネ性マークが確認できるもの
[省エネ型製品情報サイト](#)での検索結果を印刷したのもでも可

6. その他今治市が提出を求めるもの

2. 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請様式を入手することができます。

担当課にも用紙はありますが、原則ホームページからダウンロードをお願いします。

(1) ホームページからダウンロード

URL : <https://www.city.imabari.ehime.jp/kankyuu/info/LED/>

(2) 「今治市省エネ照明器具等購入促進事業補助金」受付窓口での配布

受付窓口：今治市別宮町一丁目4番地1 第二別館8階 環境政策課内

または、各支所住民サービス課・公民館の窓口

※ 窓口での配布は平日の9時00分から17時00分までの対応です。

3. 申請方法

今治市省エネ照明器具等購入促進事業補助金受付窓口へ郵送で申請してください。

郵送方法は、普通郵便でかまいませんが、レターパックや簡易書留など追跡可能な郵便を推奨します。

<宛先>

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所 環境政策課

「今治市省エネ照明器具等購入促進事業補助金」係

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

4. 受付期間（郵送による先着順の審査となります）

郵 送 受 付：**令和5年3月27日(月)から令和6年1月31日(水) 必着**

受付期間中においても申込が予算枠に達した場合は受付を終了します。

5. 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めことや、申請内容の調査・確認のために連絡することがあります。申請書には必ず、**日中（9時～17時）に対応可能な連絡先の記入**をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、補助金の交付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下することがあります。

6. 交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは補助金を交付します。また、本補助金の交付は、申請書類の受理後、速やかに行います。

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求め、確認のために連絡をすることがあり、交付まで時間を要する場合があります。

7. 通知等

交付決定の通知は、申請いただいた口座への振込をもって行い、通知書等の送付はありません。

補助金の交付対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知書を送付します。

8. 交付決定の取り消し及び補助金の返還等

補助金の交付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、不正に補助金を受け取った申請者は、今治市が指定する期日までに、補助金の返金に加えて、加算金を支払う義務を負います。

2. 本補助金に関するお問い合わせ先

本補助金の申請等に関してご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

今治市役所 環境政策課

TEL : 0898-36-1535

受付時間 : 9時00分～17時00分（平日のみの対応となります。）

その他

1. 検査・報告等

本補助金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、検査を行うとともに報告等を求めることがあります。

2. 個人情報の取り扱い

申請書類に記載された情報は、本補助金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び契約事項を除き、他の目的には使用しません。